

羽曳野市総合教育会議傍聴承認願

羽曳野市総合教育会議

市長 北川 嗣雄 様

平成 年 月 日開催の総合教育会議を傍聴したいので、羽曳野市総合教育会議の傍聴に関する要綱第4条第1項の規定により願ひ出ます。

なお、会議の傍聴に際しては、同要綱の定めに従い、退場を命ぜられた場合は、直ちに退場します。

報道機関・団体名 _____ 氏 名 _____

住 所 _____

年 齢 _____ 歳 連絡先 _____

承認証 No

----- 切り取り線 -----

様式第2号(第4条関係)

承認証 No

羽曳野市総合教育会議傍聴承認証

氏 名 _____ 様

羽曳野市総合教育会議の傍聴に関する要綱第4条第2項の規定により傍聴を承認します。
ただし、会議の傍聴に際しては、裏面の遵守事項を守ってください。

平成 年 月 日

羽曳野市総合教育会議 市長 北川 嗣雄

傍 聴 人 の 遵 守 事 項

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食し、又は喫煙しないこと。
- (6) 傍聴席への出入は、静粛にすること。
- (7) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (8) すべて係員の指示に従うこと。
- (9) 傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。
- (10) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

※上記事項が守られない場合は、羽曳野市総合教育会議の傍聴に関する要綱第11条の規定より退場を命じることがあります。